

令和4年11月4日

指定障害者支援施設
指定障害福祉サービス事業所
指定一般相談支援事業所
指定特定相談支援事業所 の長 様
指定障害児通所支援事業所
指定障害児相談支援事業所
(松本市に所在地のある事業所に限る)

松本市障がい福祉課長
松本市こども福祉課長

業務管理体制の整備に関する報告書の提出について(通知)

日頃から本市の障がい福祉行政に御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

標記につきまして、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により、障がい者（児）施設・事業者は、法令遵守等の業務管理体制の整備及び届出が義務付けられています。

つきましては、「障害福祉サービス事業者等業務管理体制確認検査実施要領」に基づく、貴事業者の業務管理体制に関する届出事項に関する一般検査（書面検査）を別紙「業務管理体制の整備に関する報告等の徴収について（通知）」のとおり実施しますので、下記のとおり業務管理体制に関する報告書の提出をお願いします。

記

1 提出書類

- (1) 業務管理体制に関する報告書
- (2) (別紙) 事業所指定状況票

2 提出期限等

(1) 提出期限

令和4年12月16日(金) (必着)

※ 新型コロナウイルス感染症の感染症防止のため、可能な限りメール又は郵送にて提出してください。

(2) 提出部数

1部（メール又は郵送にて提出してください。）

(3) 提出先

下記の各担当課へ提出してください。

※ 同一法人で障害者総合支援法に基づく事業所及び児童福祉法に基づく事業所の両方の

事業所の指定を受けている場合は、各担当課へ（１部ずつ）提出してください。

3 一般検査の概要

(1) 検査対象事業者

松本市に対し業務管理体制の整備に関する届出を行った下記の事業者

※令和３年４月１日以前に長野県に届出を行った事業者で、令和３年４月１日以降は松本市に届出を行うことが必要な事業者を含みます。

なお、松本市に届出後に、同一の法律に基づく新たな事業所指定を受け、長野県又は国に業務管理体制の整備に関する届出を行った事業者は対象とはなりません。

ア 障害者総合支援法に基づく事業者

- (ア) 指定障害福祉サービス事業者（障害者総合支援法第５１条の２）
- (イ) 指定障害者支援施設設置者（障害者総合支援法第５１条の２）
- (ウ) 指定一般相談支援事業者（障害者総合支援法第５１条の３１）
- (エ) 指定特定相談支援事業者（障害者総合支援法第５１条の３１）

イ 児童福祉法に基づく事業者

- (ア) 指定障害児通所支援事業者（児童福祉法第２１条の５の２６）
- (イ) 指定障害児相談支援事業者（児童福祉法第２４条の３８）

(2) 業務管理体制報告書を提出いただき書面検査を実施します。

なお、内容に不備が認められた場合は、面接検査又は立入検査にて運用状況を確認します。

4 その他

関係通知及び報告書様式データ等は松本市ホームページに掲載しております。

「松本市トップページ」 → 「健康・福祉」 → 「障がい者」 → 「業務管理体制の届出」内 「業務管理体制の整備に関する報告書の提出について」
<https://www.city.matsumoto.nagano.jp/soshiki/226/1891.html>

問い合わせ及び提出先

【障害者総合支援法関係】

松本市健康福祉部障がい福祉課

（課長）高木 寿郎

（担当）田中 徳也、柳沢 茉歩

住所 390-8620 松本市丸の内3番7号

電話 0263-34-3000（内線2548）

FAX 0263-36-9119

mail s-fukusi@city.matsumoto.lg.jp

問い合わせ及び提出先

【児童福祉法関係】

松本市こども部こども福祉課

（課長）二木 玲子

（担当）仲林 啓

住所 390-8620 松本市丸の内3番7号

電話 0263-34-3000（内線2228）

FAX 0263-36-9119

mail kodomo-f@city.matsumoto.lg.jp